

感想文

2019年1月28日

ー継続教育プログラム 2018年度講座「損害賠償訴訟と人権運動」
(担当：鈴木利廣先生)を受講してー

1 はじめに

この度は、継続教育プログラム 2018年度講座を受講させていただきまして、誠にありがとうございました。

およそ10年ぶりに恩師である鈴木利廣先生にお目にかかることができ、また、医事法センター最後という節目に幸いにも継続教育プログラムを受講させていただくことができ、今もなお高揚感を抑え切れないでいます。

そのため、本書の内容もやや暑苦しいものになっているかも知れませんが、感動の現れということでご容赦いただけましたら幸いです。

2 約10年間の弁護士業務を振り返って

この約10年間、個人、会社、病院、行政等様々な依頼者に接し、一般民事事件から企業法務、行政事件まで、種々様々な事件に携わってきた中で、自分なりに一定の自信（冷静になって思えば「思い上がり」に過ぎないのですが）のようなものを持ち始めておりました。

しかし、今回の講座を受講して、いかに狭窄的視野を以て日常の業務を慣れと惰性で行っていたかということを自覚するとともに、鈴木先生のような弁護士になることを夢見て心躍らせていた初心に立ち戻ることができたように思います。

理論と実務の架橋を旨とする法科大学院で学んだことはいつの間にか遠い過去となり、殊に被告代理人として使用者や行政側に就いた事件においては、理論の実践というよりは、いかに原告の立証責任に転嫁して要領よく勝つかという技巧的な面にばかり目がいていたように思います。

また、原告代理人となって唯一敗訴した過去の事件を振り返って、当時やれる限りのことをやり尽くしたつもりでいましたが、もっとやりようがあったのかも知れないとの思いにも苛まれましたし、同時に、大変おこがましい物言いですが、過去被告代理人として運良く勝訴した事件において相対してきた原告代理人の未熟さ、あるいは惰性についても思いを巡らさざるを得ませんでした。もし別の代理人だったら、鈴木先生だったら、きっとあのよう

な結論にはならなかっただろうと思うような事件も少なくありません。

3 講義や研修、他の弁護士と関わることの重要性

私の場合、これまで弁護士会の業務や研修等にはほとんど参加することなく、事務所の中だけで弁護士業務に従事してきたことも、視野が狭く、考えが凝り固まっていった所以であると考えます。

情報収集だけであれば、小さな事務所の小さな机上でも難なくできる時代ではありますが、やはり、人と会って話すこと、直接その人の考えを聞くことの価値には代えがたいものがあると感じましたし、独りよがりの技術屋にならないためにも、「弁護士は専門職（プロフェッション）」の箇所では鈴木先生が触れられていたように、集団の一員となり、他の弁護士と積極的に接点を持つことの重要性を改めて感じました。

4 今日からの実践への活用

今現在受任している被告代理人としての事件の中に、原告の主張が要領を得ず、かと言って、被告の立場でどこまでどのような主張をしていくべきか、非常に反論しにくいと感じていたのですが、今回、損害賠償責任要件の各論について講義を拝聴したことにより、それまでただぼんやりと抽象的に「反論しにくい」と感じていたものが何なのか、具体的に原告の主張に何が抜けているのかを明確に認識することができました。争点を明確化し、審理を充実させた上で、被告代理人としての職責を果たしたいと考えています。

5 法律破りも辞さないこと

鈴木先生がやってこられた数々の「民事訴訟法破り」のお話にも大変感銘を受けました。

法律上の限界に接したとき、やむを得ないと簡単に諦めるのではなく、何か方法がないかと執念深く考えていくこと、そして、1度だめだったとしても、諦めずに2度3度挑戦することの重要性を改めて痛感いたしました。

6 さいごに

弁護士経験約10年というタイミングで今回の講座を受講できたことは、自らの目指す弁護士像を今一度問い直す大変意義深いものであったと思います。

2日間通して惜しみなく自らの知識、技術、及び経験を伝授して下さった鈴木先生、このような機会を与えて下さった中山先生に心より感謝申し上げます。

以上